

2020年2月14日  
日本郵政株式会社  
日本郵便株式会社  
株式会社かんぽ生命保険

## 営業手当等の見直しについて

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 衣川和秀）（以下、「日本郵便」という。）および株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、代表執行役社長 千田哲也）は、一部手当を不支給とする等の業務改善計画に掲げた対策を本年4月から実施いたします。日本郵政グループ労働組合へ本件見直しを提案しておりましたが、本日、JP労組において妥結の承認を得ましたので、今後、必要な準備・手続き等を行い、本年4月から実施するものです。

本件見直しの内容は以下のとおりです。

### 1 個人契約の契約乗換についての手当支給等の見直し

お客さまのご意向に沿わない契約乗換や契約乗換潜脱の根絶に向け、個人契約の契約乗換については手当を不支給とするとともに、契約乗換の判定期間を拡大します。

#### (1) 契約乗換についての手当不支給

個人契約の契約乗換について、社内手続きに則った契約乗換（転換類似）の場合、通常の2分の1の手当を支給していましたが、これを不支給とします。

また、契約維持等の品質向上の観点から、保険契約の保有率が高い社員に対しては、保険契約の維持に資する手当の支給額を引き上げます。

#### (2) 契約乗換の判定期間拡大

新規契約の契約日前3か月・後6か月の範囲内に既契約を解約した場合を契約乗換としていましたが、これを前12か月・後13か月の範囲に拡大します。

### 2 渉外営業社員への営業手当の支給水準（基本給と手当の割合）の見直し

日本郵便では、今後の金融営業の在り方や見直しの方向性を踏まえ、窓口社員と渉外営業社員の基本給を統一します。（2015年度の給与制度改正時に、渉外営業社員の基本給の約12%を営業手当化していました。）

以上

(参考1)

■個人契約の乗換契約についての手当支給等の見直し

(~20.3)

期間	前12~前4	前3~後6	後7~後13
乗換判定	×	○	×
手当	全額支給	転換類似*は1/2支給 転換類似以外は不支給	全額支給

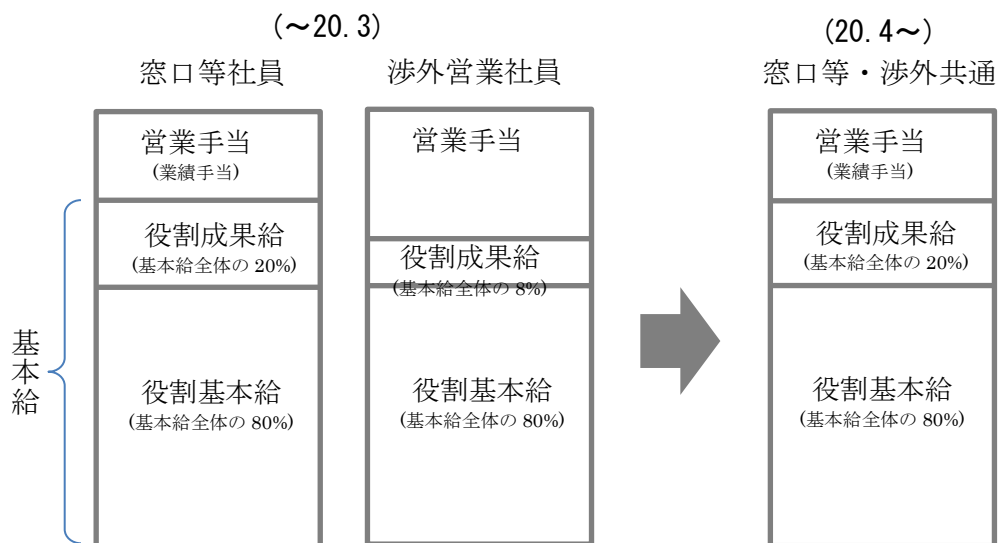
※契約の乗換にあたって、契約者に変更がなく、新旧比較の説明を行い、お客さまが十分理解されているもの。



(20.4~)

期間	前12~前4	前3~後6	後7~後13
乗換判定	○	○	○
手当	不支給	不支給	不支給

■渉外営業社員への営業手当の支給水準（基本給と手当の割合）の見直し



業務改善計画の要旨【抜粋】

3 主な対策

(1) かんぽ生命の主な対策

- ① 適正な営業推進態勢の確立（乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定を含む）

ア （略）

イ 契約乗換への対策

- (ア) 契約乗換の販売実績不計上・手当不支給

契約乗換については販売実績の計上を行わないとしたことに加え、現行の手当（通常の契約の二分の一支給）を、不支給とするよう見直しを行います。

【2020年4月実施予定】

- (イ) 契約乗換潜脱の防止

契約乗換の判定期間を拡大するとともに、判定期間に近接する契約についてはシステムでアラート表示を行い、確認することについて、必要な対応を行います。

【2020年4月実施予定】

ウ以下 （略）

(2) 日本郵便の主な対策

- ① 営業推進管理の仕組みの見直し（営業目標、営業手当体系等）

ア （略）

イ （略）

ウ 営業手当

- (ア) 渉外社員の営業手当の支給水準（基本給と手当の割合）を見直します。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

- (イ) 乗換契約（転換類似）（※）について、現在、営業手当を1/2に減額して支給していますが、不支給に見直します。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

※ 現在の契約を解約等してから新規契約を申し込む、又は、新規契約を申し込んでから現在の契約を解約等する保険契約で、契約者が同一のものを指します。

② （略）

③ ガバナンスの強化

ア （略）

イ （略）

ウ 三つの防衛線管理

- (ア) 第1線について

A 2019年9月以降、契約内容及び募集行為の適切性・妥当性の検証プロセスを強化しており、今後も取組の徹底を図ります。

(a) （略）

(b) （略）

(c) 乗換潜脱の防止強化に向けて、乗換判定期間を拡大するとともに、乗換判定期間に近接する契約についてはシステムでアラートを表示し、けん制を図ります。

【2020年1月組合提案、同年4月実施予定】

以下 （略）